

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月4日

葛飾区長

葛飾区条例第58号

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の196」を「100分の198」に改める。

別表第1区長の項中「1,135,000円」を「1,174,000円」に改め、同表副区長の項中「926,000円」を「957,000円」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の葛飾区長等の給与等に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和7年12月に支給する期末手当に関する改正後の第4条第4項の規定の適用については、同項中「100分の198」とあるのは、「100分の200」とする。